

瑞穂町の財政分析

令和5年3月

I はじめに

市町村の予算は、その年度内に見込まれる歳入（収入額）と、住民生活を支える各種事業に必要な歳出（需要額）とのバランスを考慮して編成されます。収入額に併せて施策・事業を組むというのが原則です。しかし、毎年度の需要額は、例えば施設改修や建設事業など一定の事業量ではありません。また、市町村が実施しなければならない事業が年々増加していく中で、事業量に応じて税収が増加するわけではありません。多くの市町村が、慢性的な財源不足に悩んでいます。

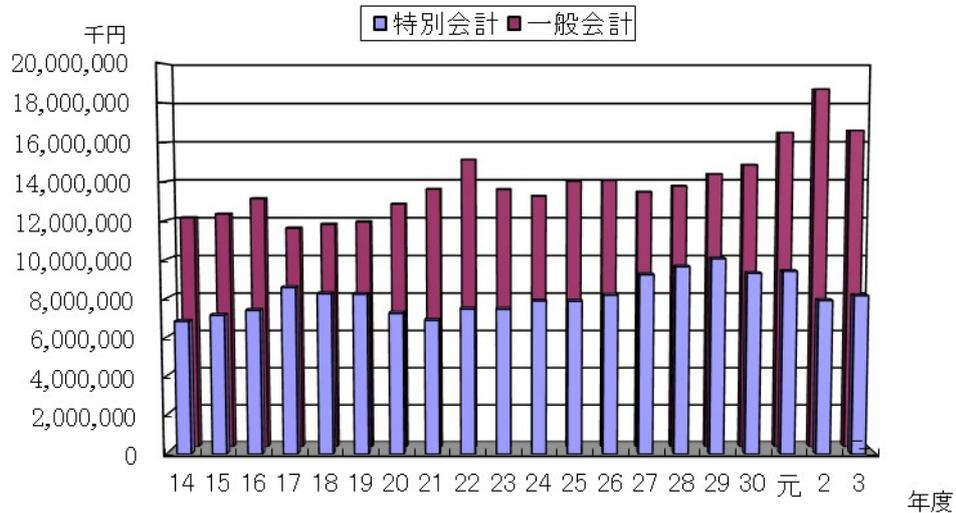
市町村は、財源確保のためにこれまで職員給与の引き下げや職員数の削減、事業の見直しなど内部努力を継続してきました。業務や施設運営の民間委託など民間活力の活用により、職員数が減ることで住民サービスの質が低下することのないよう、支出削減についての努力を継続しています。しかし、これらの努力を上回り、需要額が市町村の自己調達可能な自主財源（収入額）を上回れば、これを補てんしなくてはなりません。補てんする財源として地方交付税（国の制度）や、市町村の決定力の及ばない依存財源（国・都の補助・負担金）、地方債（市町村の借金）に頼らざるを得なくなります。市町村経営が行き詰まれば、住民サービスの削減は避けられず、住民生活に大きな影響を与えることとなるのは明らかです。

行政内部努力の多くは、行政改革として支出を削減することを目標としています。支出を削減し、収入が徐々に増加すれば市町村経営も好転するはずですが、税金が主な収入源であるため、増やすことは簡単ではありません。また、市町村の少子高齢化は更に進み、将来的に労働人口が減少することから、税負担能力の低下が見込まれ、市町村は、さらなる戦略的経営に取り組む必要があります。

上記のことを踏まえ、現在の町及び他の市町村の経営状況を知っておくことが必要と考え、ここに瑞穂町の財政状況について、経年的な決算額等の推移に加え、他市町村の状況との比較を交えながら分析をしていきたいと思っております。

II 瑞穂町の財政指標上の特徴と他市との比較

1 財政規模（平成14年度～令和3年度までの歳入決算額）の推移



上の表は平成14年度から令和3年度までの各年度決算から、歳入額を取り出したものです。一般会計では、平成17年度以降歳入総額が増加していましたが、23年度以降は概ね130億円台で増減しています。なお、平成29年度から令和元年度については、新庁舎建設事業に伴い歳入総額が増加しています。これは税収の伸びではなく、基金繰入金や町債による増です。令和2年度は極端に上昇し、187億円を超えていますが、これは新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金事業などの影響によるもので、令和3年度には令和元年度並みとなっています。

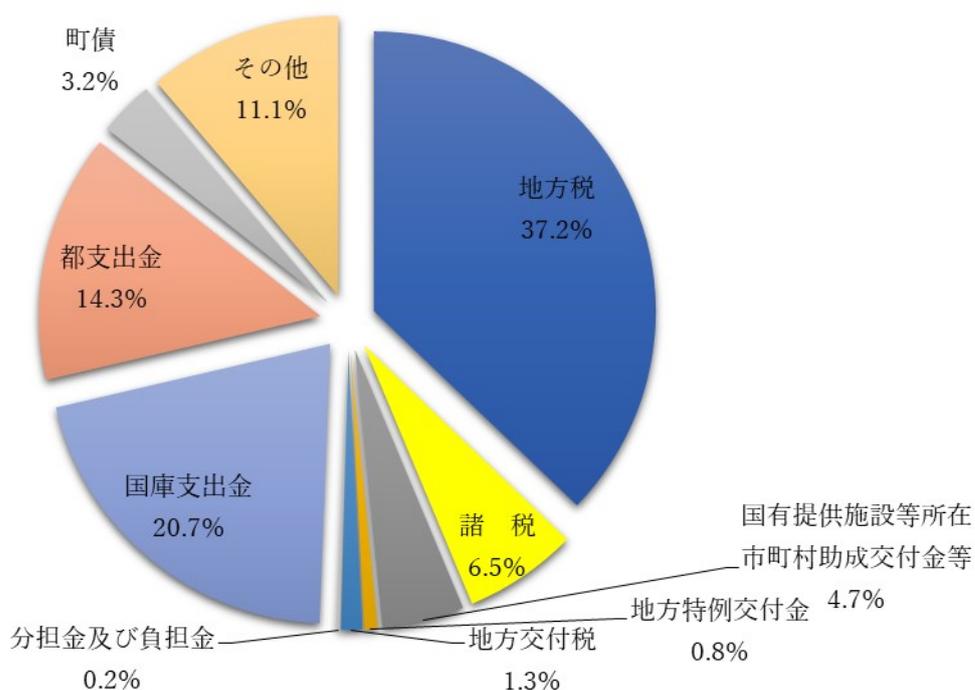
一方で特別会計については、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計は年々増加を続けています。平成14年度決算額と令和3年度決算額の比較で、介護保険特別会計では約167%の増、平成20年度決算額と令和3年度決算額の比較で、後期高齢者医療特別会計では、約112%の増を示しています。今後も超高齢社会の進展に伴い、さらなる増加が見込まれます。国民健康保険特別会計については、平成29年度までは年々増加していましたが、平成30年度に東京都が財政運営の責任主体となる制度改正により大きく減少しました、その後、社会保険の加入要件の見直しなどの制度改正により、被保険者数は減少していますが、医療費の増加傾向もあり、今後の推移を注視していく必要があります。駅西土地区画整理事業については、年度毎の事業量に応じ決算に変動がありましたが、今後は事業の完了に向け大きく減少していくことが見込まれます。その他、老人保健医療特別会計が平成2

2年度に終了したこと、下水道事業特別会計が令和2年度に公営企業会計に移行したことにより、減額となるといった状況もあります。

また、瑞穂町では便利で快適に暮らせるまちと安定した税収の確保を図るため、駅西土地区画整理事業、殿ヶ谷土地区画整理事業を推進するとともに、多摩都市モノレール延伸に併せた新たなまちづくり、組合施行による新たな土地区画整理事業の準備を進めるなど、将来にわたって瑞穂町が自立できる都市基盤整備に努力しています。現在の住民サービスを維持し、少子高齢化などに対応しながら、町の将来に必要な投資を確保するためには、行政が自治体経営の責任を果たすだけでなく、瑞穂町全体が協働して経営し自治体運営の効率化を図らなければなりません。

2 普通会計歳入・歳出の概要

(1) 普通会計歳入（令和3年度決算額の構成）



令和3年度の地方税の決算額構成比は37.2%、前年度決算比較で2.5ポイント増加しました。税収のピークであった平成22年度の52.0%とは14.8ポイントの差があり、決算規模の拡大も相まって、減少傾向にあることは否めません。（平成22年度は特別土地保有税約15億円の収入有り。）

この地方税決算額構成比を都内の他市町村と比べると、26市も含めた順

位で14位ということになります。全体的に地方税の構成比が伸び悩んでいる状況にあるのはどの市町村も同じであり、経済状況等にも影響を受けることから、今後の地方税の確保については、市町村共通の課題となっています。

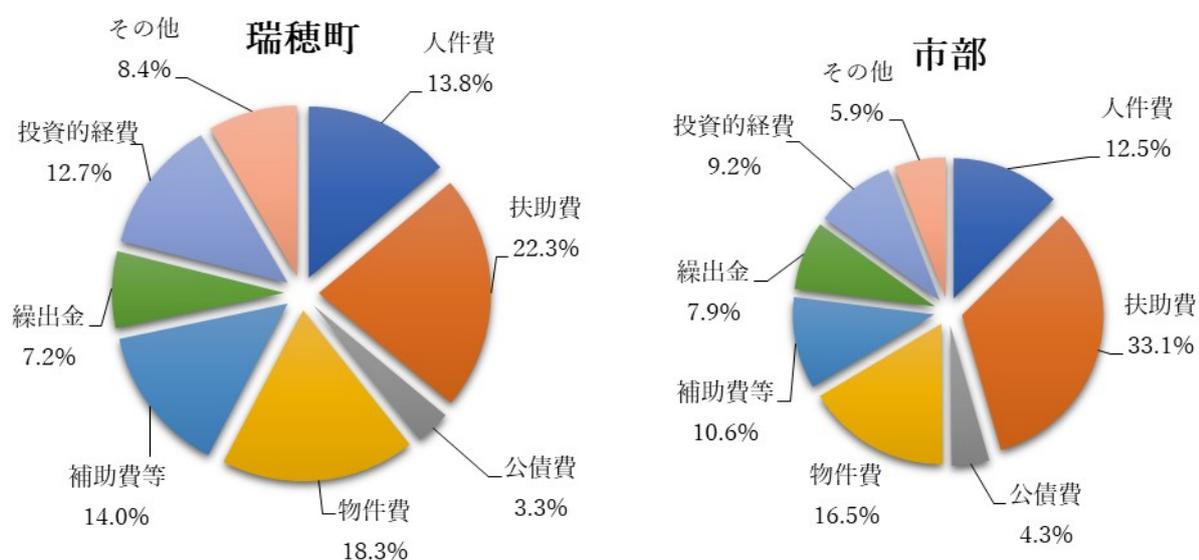
地方税決算額構成比を主な都内各市と比較すると、次の表のようになります。

表から読み取れることは、人口に比例して歳入決算額（財政規模）が大きくなるのは当然のことですが、地方税（自己調達財源）が占める割合では、各市で差が出ていることがわかります。

（令和3年度市町村決算状況調査結果から抜粋）（主な市＋瑞穂町）

自治体名	R4.1.1現在 人口 (人)	普通会計 歳入決算額 (千円)	普通会計 地方税決算額 (千円)	構成比 (%)	全体 順位
武蔵野市	148,025	80,799,412	39,928,376	49.4	1
三鷹市	190,590	80,516,306	38,398,512	47.7	2
調布市	237,939	108,072,221	46,881,032	43.4	3
昭島市	113,829	52,893,142	20,669,603	39.1	10
羽村市	54,609	26,794,375	10,023,560	37.4	12
瑞穂町	32,328	17,456,169	6,492,738	37.2	14
青梅市	131,124	62,081,371	19,400,365	31.2	22
武蔵村山市	71,872	33,521,811	10,210,704	30.5	23
あきる野市	80,112	37,757,829	10,651,879	28.2	25
福生市	56,274	29,802,966	7,992,748	26.8	26

(2) 普通会計歳出（令和3年度決算額の構成）



普通会計歳出を性質別に分類し、瑞穂町と市部の平均を表示しました。対比すると瑞穂町は、人件費、扶助費、公債費を合わせた「義務的経費」が市部平均よりも低く、物件費及び投資的経費（建設事業）では高い割合となっています。ただし、市部では福祉事務所の設置が法定必置ですが、瑞穂町には設置されていないことから、扶助費については、単純比較できません。

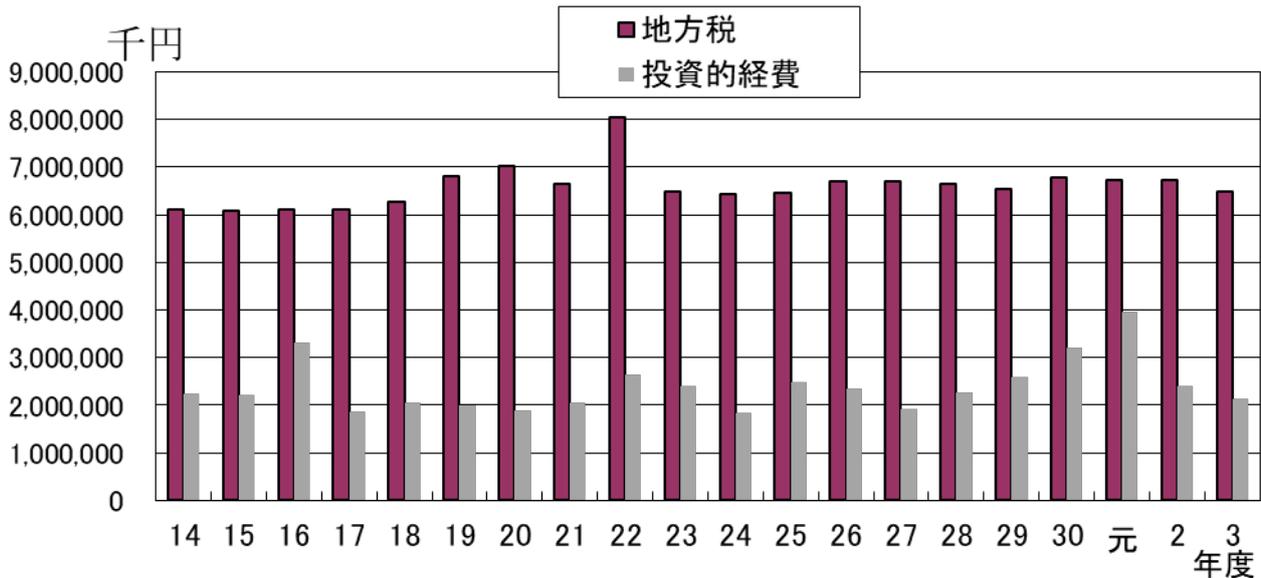
瑞穂町では、支払わなくてはならない義務的経費を低く抑制し、投資的経費に配分が多くなっています。

なお、下の表は、円グラフ中の用語の説明をまとめたものです。

(用語の説明)

人件費	i 報酬、ii 給料、iii 職員手当、iv 共済費、v 災害補償費、vi 恩給及び退職年金、vii 互助会等交付金
扶助費	法に基づく社会保障制度の一環として直接住民に支給される経費 【児童手当、心身障害者福祉手当など】
公債費	地方債元利償還金、地方債発行に係る経費
物件費（非生産的コスト）	i 旅費、ii 交際費、iii 需用費、iv 役務費、v 備品購入費、vi 委託料、vii 使用料・賃借料・原材料費
補助費	i 報償費、ii 役務費（保険料）、iii 委託料（物件費計上外）、iv 負担金、補助及び交付金、v 償還金利子及び割引料（公債費計上外）
繰出金	一般会計から特別会計への資金繰出 【国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金など】
投資的経費	建設事業で、社会資本を形成するもの
その他	i 維持補修費、ii 失業対策事業費、iii 積立金等

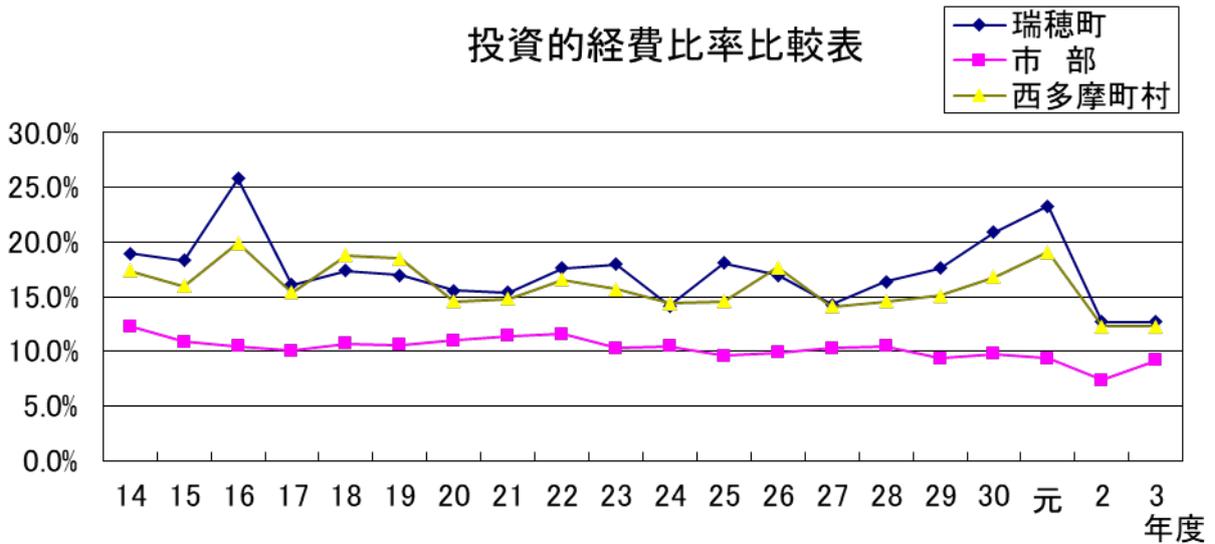
3 地方税と投資的経費の推移



平成14年度から現在までの地方税の推移を見ることとします。平成18年度までは、60億円台前半で推移してきました。所得の目減りやリストラなどが進行する中で、瑞穂町も他の市町村と同様に地方税の水準は下降しました。その後、平成19年度は60億円台後半に転じました。町内企業の収益が良好だったことや大型店舗の進出があったこと、また自治体経営の自立を目指し、徴収強化を図ったことによります。好景気と徴収強化の相乗効果により平成20年度には、約70億円まで増収しました。しかし、平成20年9月のリーマンショックに端を発した世界的経済不況の影響で、21年度には、約66億円まで地方税収が落ち込みました。平成22年度は80億を超える伸びを見せていますが、これは鉄道会社から特別土地保有税の納付があったためであり、この納付がなければ64億7,000万円と、23年度、24年度の税収とほぼ同額となります。平成26年度以降は日本経済が緩やかな回復基調となり、29年度は若干の減少となりましたが、現在まで60億円半ばから後半で推移しています。

また、社会資本を形成する投資的経費は、単年度比較では増減は見られるものの、経年比較では平成11年度から20億円のレベルを維持しています。平成16年度に箱根ヶ崎駅舎等の建設により一時的に投資的経費が上昇しましたが、翌年度には20億円以下に抑制して平準化を図っています。近年は上昇傾向にあり、特に、平成29年度から令和2年度は新庁舎の建設により、令和元年度は40億円近くまで上昇しました。令和3年度は約21億円となっていますが、図書館改修事業の約6億円などが挙げられます。

投資的経費比率比較表

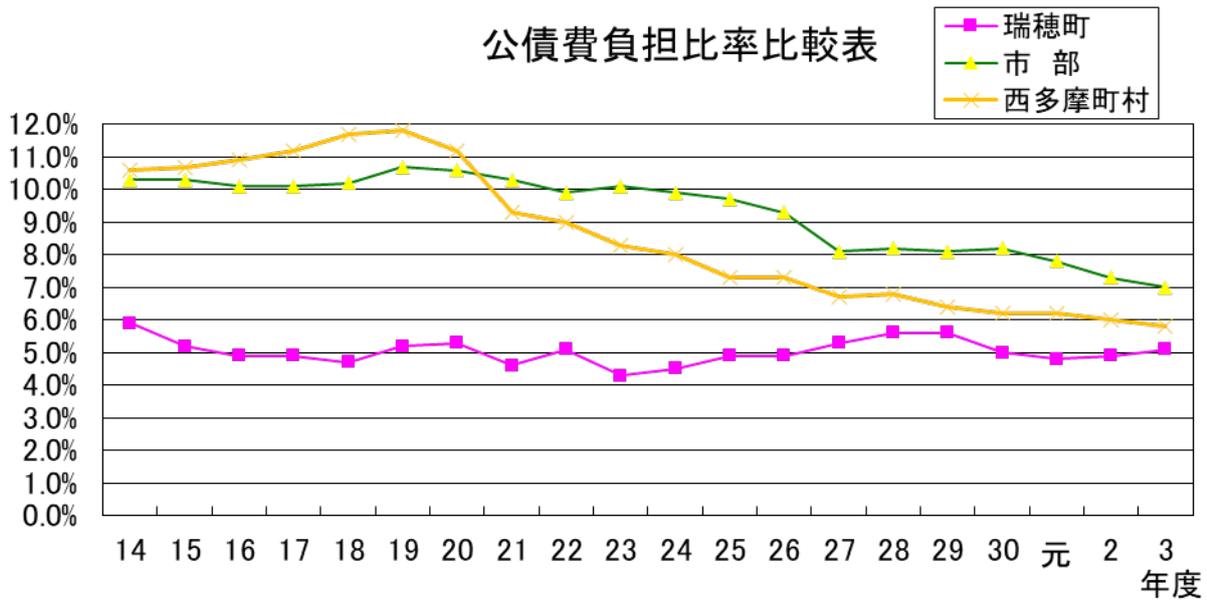


ここで、投資的経費の歳出総額に占める割合（投資的経費比率）を都内市部平均、西多摩郡町村部平均と比較することとします。

市部及び町村部平均値は、平成17年度まで投資的経費を大幅に抑制し、18年度以降緩やかな上昇傾向にありました。また、町村部平均における、平成16年度及び29年度から令和元年度までの上昇は、瑞穂町の投資的経費割合に呼応していることから、瑞穂町の投資的経費比率が大きく関連していることが伺われます。市部平均及び町村部平均に比べ、瑞穂町では平成16年度の上昇率が著しいものの、15%から20%の間を維持し、安定した投資を継続していますが、30年度からは新庁舎建設事業の影響により20%を超え、令和元年度には23%を超えています。なお、新庁舎建設事業は令和2年度まで実施しましたが、建物部分は令和元年度に完成していることから、令和2年度の比率は大きく下がっています。

投資的経費は、社会資本の形成を意味します。社会資本形成は、地方自治体の地域経済の維持に重要な役割を果たしています。しかし、新たな施設を建設すれば、その施設を維持するための経費や建設に要した地方債の元利償還といった義務的経費が後年度に発生することとなります。一時的に集中して投資的経費比率が上昇（公共施設の建設ラッシュ）すれば、自己調達できる財源を十分に準備しない限り、地方債に頼ることとなりますから、後年度元利償還に財源を回さざるを得ず、社会資本形成を安定的に継続できないこととなります。

4 公債費負担比率の推移



市町村財政の弾力性を見るための指標の1つとして公債費負担比率があります。公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかを知ることができます。

一般の家庭でも、毎月の給料から生活の維持に必要な電気料、上下水道料金、食費、教育費等を支払いますが、その外に家や車のローンがあれば、支払わねばならない経費が増え、余裕がなくなります。公債費負担比率は、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

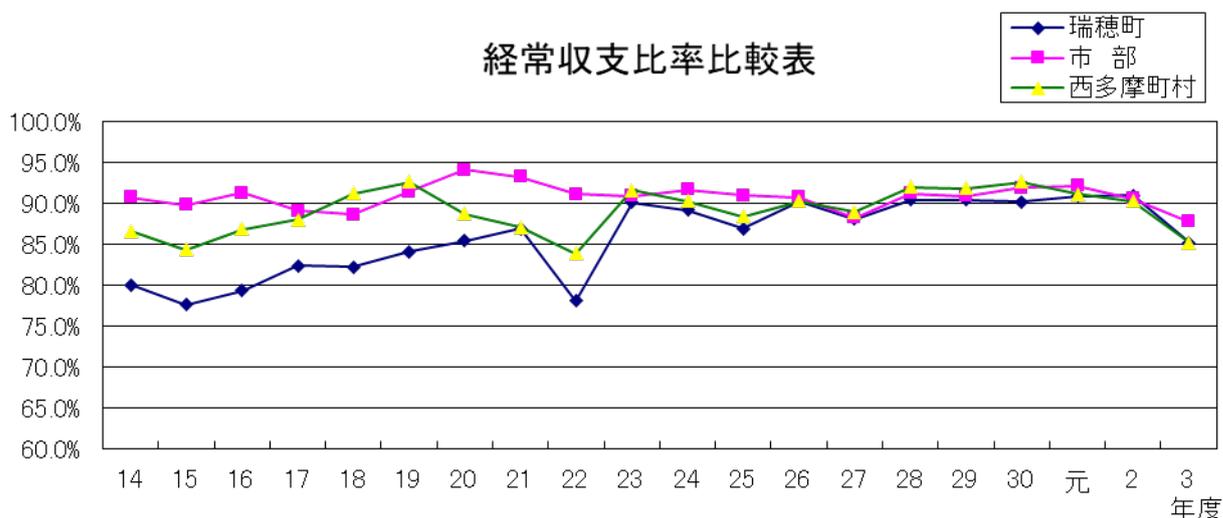
市部平均では、平成14年度から10%ラインを超えて推移していましたが、24年度からなだらかに下降曲線をたどっています。町村部平均は、平成17年度に11%を上回り、その後12%に近い位置で推移し、20年度から減少傾向にあります。

瑞穂町は平成14年度の5.9%を最高値として年々減少し、21年度には4.6%となっています。地方債の順調な返済と、新たな地方債発行の抑制を示しています。平成22年度には5.1%に上昇していますが、これは5件の起債について任意繰上償還を行って翌年度以降の負担を軽減したものです。その後、平成23年度には4.3%となりましたが、その後の地方債発行により上昇し、令和3年度は5.1%となりました。また、令和3年度には新たに約5億5千万円を借り入れしています。

一般家庭や企業がお金を借りるときには、土地や貯金などを担保とする必

要があります。しかし、市町村がお金を借りる場合には基本的に担保がありません。道路や公共施設を担保にすれば、返済が滞った場合に住民が利用できなくなるからです。道路や公共施設を利用できないのでは住民生活に大きな支障をきたしてしまいます。

5 経常収支比率の推移



経常収支比率は、市町村が継続して安定的に確保でき、用途を特定されない財源(地方税、地方交付税、地方譲与税等)が、人件費や扶助費、公債費のような簡単に抑制できない経常経費(義務的経費よりも広義)に、どの程度使われているのか(硬直化)を見る指標です。言い換えれば、どうしても支払いを迫られる支出と市町村独自で使える収入の比率を示した指標です。かつて、適正水準は70~80%といわれてきましたが、全般的に上昇を避けられない状況となっています。現在の適正值は改めて公言されていません。

市部では、以前から高い水準で推移し、町村部でも次第に上昇しており硬直化が進んでいることが判ります。特に平成19年度は市部及び町村部共に経常収支比率の平均は上昇し、90%を上回っています。ところがそれ以降、市部及び町村部とも下降し、平成23年度以降は市部、町村部、瑞穂町と数値が均衡してきています。

瑞穂町では、平成13年度から上昇に転じました。経常経費充当一般財源(毎年必要な支出に対して使った、毎年必ず入ってくる自由に使える収入)は年々増加しており、平成14年度決算額と令和3年度決算額の比較で、41.2%の増となっています。一方、経常一般財源(毎年必ず入ってくる自由に使える収入)は、地方税の伸び悩みにより低迷し、普通交付税についても

不交付団体となる年度が多いため、普通交付税及び臨時財政対策債による財源補てんも期待できない状況が続いています。平成23年度に、経常収支比率が90.1%と初めて90%台を示し、以降90%前後で推移しましたが、令和3年度には、町は再び普通交付税交付団体となったこと、またそれによる臨時財政対策債の借入など経常一般財源が増となったことなどにより、85.2%となっています。今後、80%台を維持できるよう、経常経費の削減と地方税収の確保に努めていかなければなりません。

6 健全化判断比率の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」施行に伴い、平成19年度決算から健全化判断比率として指標を算出し公表することになりました。指標には、4つの比率があり、瑞穂町の令和3年度の比率は次のとおりです。

(令和3年度瑞穂町の財政健全化比率)

単位：%

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.00	20.00
連結実質赤字比率	—	19.00	30.00
実質公債費比率	0.6 (3か年平均)	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

表中、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、マイナス数値となるため、公表数値はありません。参考値として実質赤字比率は-9.25、連結実質赤字比率は-12.40、将来負担比率は-9.7となります。

実質赤字比率は、一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計を合わせた普通会計の収支決算、連結実質赤字比率は、一般会計とすべての特別会計（財産区特別会計を除く）をあわせた収支決算のことで、マイナス値であることは黒字決算を示しています。

実質公債費比率は、一般会計における地方債の元利償還金（借金返済にかかるお金）や、準元利償還金（特別会計や一部事務組合などの元利償還金に対する繰出金や負担金など）が一般会計の標準的年間収入に占める割合（比率）のことです。公表開始の平成19年度から着実に減少し、25年度からはマイナス数値を保っていましたが、平成29年度はプラス数値となりました。しかし、依然として低い数値を保っており、無理のない返済をしていることが伺えます。

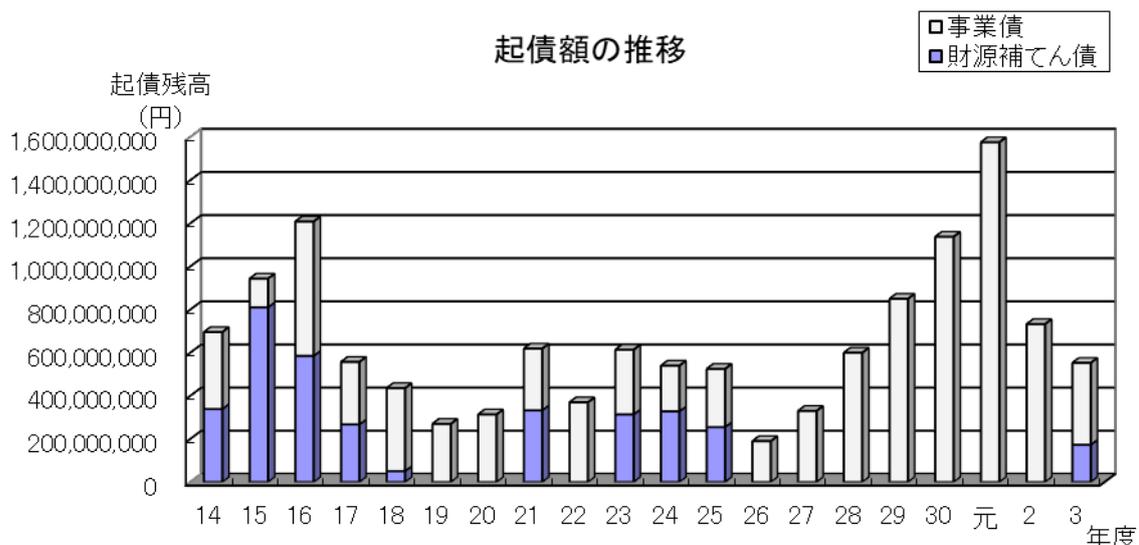
最後に将来負担比率は、一般会計が背負っている借金が、一般会計の標準

的年間収入の何年分となっているかを示すものですが、こちらは令和2年度にプラス値（6.0）となりましたが、再びマイナス数値となりました。貯金の金額が借金の金額を上回っていることを表します。今後の財政運営を行うにあたり借金である地方債と貯金である基金のバランスが非常に大切となります。

また、4つの比率には超えてはいけない基準が2つあり、1つは早期健全化基準でイエローカードに相当するものです。比率の1つでも基準を超えると「財政健全化計画」を定め議会の承認を得た後、財政健全化に向けて努力しなければなりません。また、早期健全化基準が更に悪化したものが、財政再生基準でレッドカードに相当するものです。将来負担比率を除く3つの比率のうち1つでも基準を超えると「財政再生計画」を定め議会の承認を得た後、総務大臣に報告し財政再生に向けて、取り組まなければならないこととなります。

Ⅲ 瑞穂町の起債の状況

1 起債（普通会計）発行額の推移



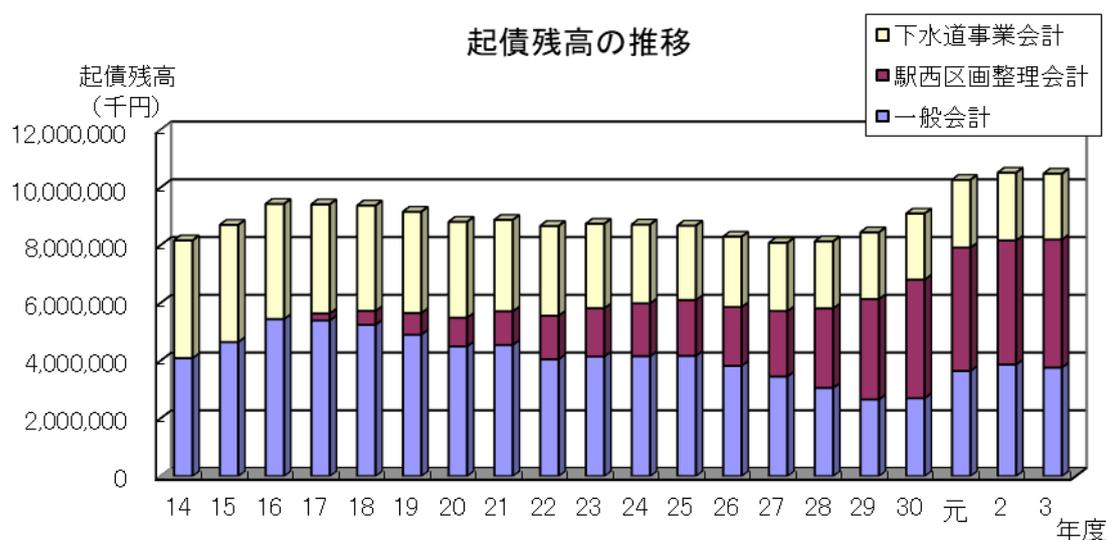
普通会計の地方債発行額（いわゆる「町の借金」）は、平成14年度から16年度にかけ駅東西自由通路建設事業などの実施により伸びを示しています。また、平成17年度からは地方債発行を抑制しましたが、21年度から25年度は、地方税等の減収により、財源補てんとしての地方債発行を行いました。平成27年度以降は普通交付税不交付団体となる年度が多く、臨時財政対策債が発行できなくなりましたが、駅西土地区画整理事業の事業費増に伴い地方債発行額が増額となりました。また、平成30年度から令和2年度にかけ、新庁舎建設事業に係る地方債発行により、発行額は急激な伸びとなっています。

起債内容（地方債の発行を伴う大型事業）

平成14年度	リサイクルセンター建設事業、減税補てん債、臨時財政対策債
平成15年度	駅東西自由通路建設事業、減税補てん債、臨時財政対策債
平成16年度	駅東西自由通路建設事業、駅前自転車等駐車場建設事業、減税補てん債、臨時財政対策債
平成17年度	都市計画道路事業、減税補てん債、臨時財政対策債
平成18年度	元狭山コミュニティセンター建設事業、減税補てん債
平成20年度	リサイクルプラザ増設工事事業
平成21年度	福社会館改修工事事業、臨時財政対策債
平成23年度	長岡コミュニティセンター整備事業、臨時財政対策債
平成24年度	臨時財政対策債

平成 25 年度	新郷土資料館建設事業、臨時財政対策債
平成 17 年度～ 令和 2 年度	箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業（駅西特別会計）
平成 30 年度～ 令和 2 年度	新庁舎建設事業
令和 3 年度	臨時財政対策債、箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業（駅西特別会計）

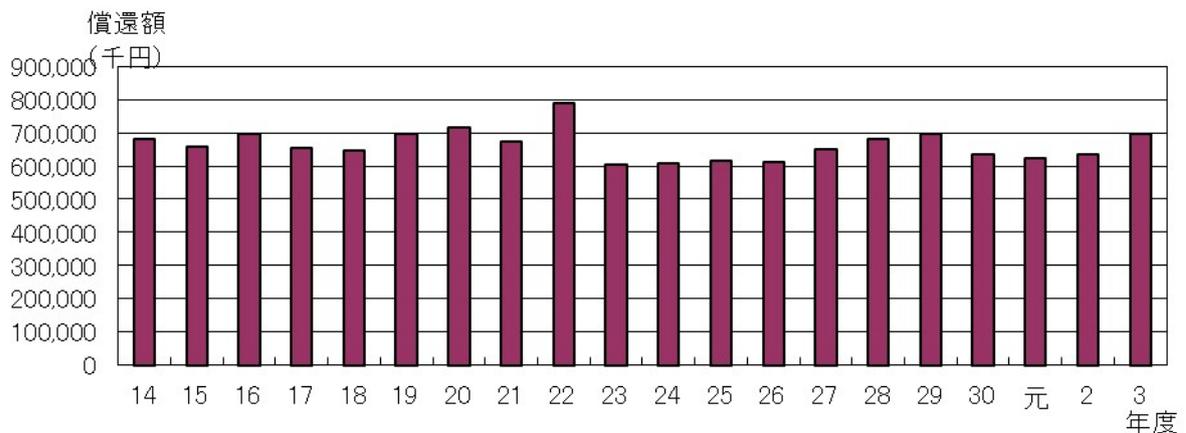
2 起債（一般会計、駅西土地区画整理事業特別会計及び下水道事業会計）残高の推移



一般会計と特別会計等の起債残高をグラフにまとめました。平成15年度に普通交付税不交付団体となって以後、一般会計での残高比率が高まり、16年度から19年度は、総額90億円のレベルで推移しています。平成20年度以降は、発行の抑制と順調な返済に加え、任意繰上償還を行った効果が現れ、徐々に残高が減少していました。しかし、平成30年度以降は新庁舎建設事業の影響により地方債の残高が急激に増加しています。一方で特別会計では、平成17年度より箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業において地方債の発行を始め、年々残高が増加した結果、下水道事業会計を含めた総額は、令和元年度以降は100億円のレベルとなっています。

3 起債の償還計画

償還額の推移



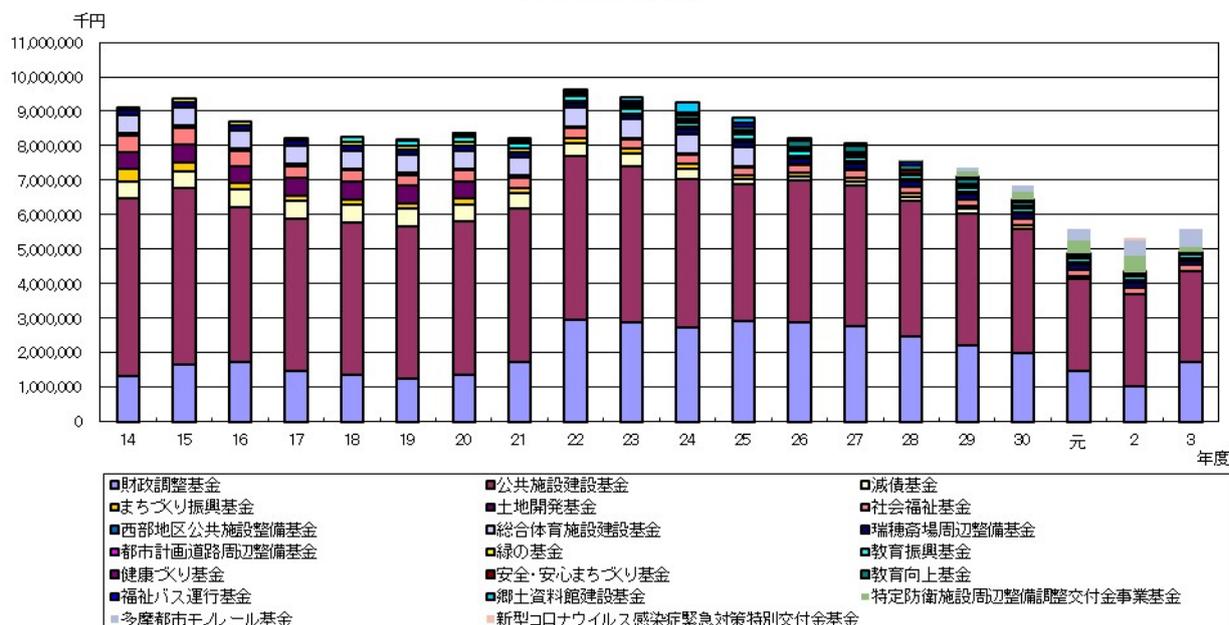
次に、一般会計と特別会計等を合わせた起債の償還額をグラフにまとめました。瑞穂町の起債元金の償還額は、平成22年度に任意繰上償還を行った結果約7億9,000万円と上昇しましたが、23年度では約6億円まで下がり、26年度まで同水準で推移しました。その後、新たな起債の償還が始まったことにより平成29年には約7億円まで上昇しています。なお、平成30年度以降は、新規に償還が始まったものがある一方、前年度に償還が終了したものもあることから、約6億円台前半に減少しています。令和3年度にはについては、新庁舎建設事業債の償還が始まったことにより再び約7億円まで上昇しています。

公共施設建設等に必要な経費を一時に支出すれば、他の施策を遂行するための財源に影響が出かねません。また、次世代まで利用することができる公共施設建設は、その経費を次世代の人たちも負担することとして、平準化することも地方債発行の大きな目的の1つです。しかし、過重な地方債の発行は、後年度の元利償還の比率を高め、財政の余裕度を失いかねません。起債残高の推移を注視しながら、起債の発行と償還のバランスを保つことが最も重要です。

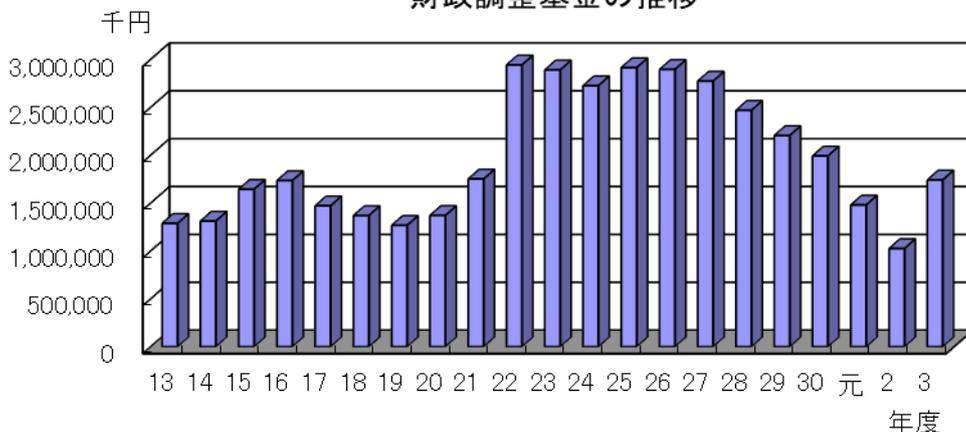
IV 基金の推移

これまで、瑞穂町の財政運営状況と起債（町の借金）について概観してきました。しかし町の「懐具合」の中で、町の貯金（基金）の様子も見ておかななくてはなりません。基金は、それぞれ目的を持って設置されています。そして、それぞれの設置目的に沿って各種事業に財源措置（基金の取崩し）するための、準備金のような性格を持っています。しかし、備えが低水準では貯える余地もないほど財政が悪化していると判断されかねません。特に年度間の財政の不均衡を調整するために備える財政調整基金は、一定水準を保つことが必要となります。次のグラフは、普通会計における基金総額の推移と財政調整基金の推移を示したものです。

基金年次推移(普通会計)



財政調整基金の推移



財政調整基金は、年度間の財政の不均衡に備えることに加え、災害復旧等に備えることも目的ですから、低下すればその役割を果たすことが難しくなります。現在は約17億円の備えがありますが、経常収支比率の上昇に合わせて、財政調整基金の取崩額の増加も想定されるため、長期計画にあわせて適正規模を維持しなくてはなりません。

V まとめ

瑞穂町の令和3年度の決算は、一般会計歳入決算で約166億円、一般会計と特別会計の合計歳入決算額で約248億円と、前年度決算比で7.1%の減額となりました。一般会計では同じく前年度決算比で11.4%の減額となりましたが、令和2年度は特別定額給付金事業により一時的に急増しているもので、経年的には予算規模が増加傾向にあります。そのような中、基幹財源である地方税等の自主財源比率の割合が伸びず、今後の自主財源確保が課題となっています。

歳出では、「人件費、扶助費、公債費」（義務的経費）を抑制し、近隣市と一部事務組合を設置して、ゴミ処理、斎場、学校給食、病院といった事業の効率化を図っています。現時点では、財政調整基金及び公共施設建設基金といった社会資本形成に要する財源確保も堅調で、安定した地域投資水準を維持しています。また、地方債償還は計画的に行われ、公債費比率も低水準を維持しています。財政調整基金については、令和3年度の取崩額が無かったことにより、前年度末より約7億円の増額となりましたが、財源不足に対応するための歳出削減が大きな課題です。

一方、令和3年度からは再び普通交付税交付団体となり、令和3年度の経常収支比率は85.2%と、対前年度で5.8ポイント改善しています。財政の柔軟性を失わないためにも、継続した努力が必要と分析されます。

わかりやすい財政分析と財政の特徴をつかむため、普通会計（各市町村の共通する事業をベースに再計算するもので、瑞穂町では一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計を合わせたもの）と一般会計（予算書ベース）を含めて解説しました。

しかし、先に述べたように、市町村を取り巻く財政環境は悪化していますし、自治体の役割拡大が続く中で、これからの行財政運営こそ、市町村の経営手腕が問われることとなります。

住民に最も身近で、信頼される基礎自治体（市区町村）は、地方自治体自らの投資レベルを維持し、民間投資や市場投資を誘導できる自治体でなくてはなりません。

数値は、結果を示すのみですが、あらゆる数値結果には過程が存在します。また多くの事業がそれぞれに関連して結果を導き出しています。瑞穂町は、日々事務事業の効率的執行に努力していますが、職員は課単位の仕事に精通するだけでなく、これからは特に町を取り巻く地理的環境や地域経済にも広く視野を広げ、行政のプロとしての経営感覚を持つことが必要となります。

また今後、議会、住民、企業と協働して更に効果的で効率的な行政サービスを提供することが重要となります。

※この財政分析は、主に次の資料を用いて作成しました。

- ① 東京都総務局行政部市町村課「令和3年度市町村決算状況調査結果」
- ② 令和3年度瑞穂町決算書